

**緊急事態宣言解除後の保育所等の利用について**

このたび、兵庫県は発令されていた新型コロナウイルスに対応する緊急事態措置を実施すべき区域から除外されました。この間、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、保護者の皆様には家庭での保育にご協力をいただきありがとうございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではなく、再度の拡大に備えて、感染対策の定着を図っていく必要があります。

保護者の皆様には、そのような保育所等の状況をご理解いただいたうえで、下記のとおり保育所運営にご協力をお願いします。なお、今後状況に変化があった場合は期間を変更する場合があります。

## 記

**1. 令和2年5月31日（日）まで**

特別保育の期間については、以前からお伝えしておりましたとおり、5月31日に終了します。緊急事態措置を実施すべき区域からの除外に伴い、保護者の勤務再開などにより保育が必要となった方については、特別保育の対象として保育所等をご利用いただけますので、ご利用されている施設まで特別保育申出書の提出をお願いします（既に提出いただいている方については改めての提出は不要です）。

**2. 令和2年6月1日（月）以降**

登園率の急激な上昇を抑え、感染対策を徹底するため、6月14日まで可能な限り家庭保育を行っていただきますよう要請します。育児休業中や求職活動などの場合で保育サービスを必要としない（例：求職活動を行っていない）時間帯については、引き続き家庭保育へのご協力をお願いします。

**3. 保育料の取り扱い**

家庭保育を要請している6月14日までの期間は、家庭保育に協力いただいた日数分の保育料を減額します。

**4. 登園にあたってのお願い**

- ・登園前にご家庭で健康観察、検温をお願いします
- ・発熱（37.5℃以上）や風邪の症状がある場合は登園させないでください
- ・登園後に発熱や普段と様子が違う等、体調の変化が見られた場合はお迎えに協力してください
- ・子どもさんが発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください
- ・保護者の方が入室する際は手指の消毒をお願いします
- ・保護者の方はマスクの着用をお願いします

**5. 育休からの復職期限**

4・5月入所の方の育児休業からの復職期限については、7月1日まで延長しておりましたが、この期限については変更ありませんので、施設と慣らし保育の期間等を相談いただき、7月1日までに復職をお願いします。

担当：幼保振興課・幼保事業課 078(331)8181

特別保育に関する事：内線4864・4866

保育料に関する事：内線4841・4861

登園にあたってのお願いに関する事：内線4871・4872